

○東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金交付要綱

平成元年6月22日

元中業第126号

改正(最終) 平成26年5月27日26中事業第87号

(目的)

第1 この要綱は、東京都地方卸売市場条例（以下「条例」という。）第29条の規定に基づき、地方卸売市場の開設者等（以下「補助事業者」という。）が行う施設整備に要する経費について、予算の範囲内で、知事がその経費の一部を補助することにより、市場機能の高度化及び買受人等の利便性に配慮した地方卸売市場の施設整備の促進を図り、もって、生鮮食料品等の流通の円滑化と都民の消費生活の安定に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第2 補助金交付の対象となる事業は、多摩地域の青果及び水産民営地方卸売市場が、東京都卸売市場整備計画等に基づいて行う施設整備事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助対象施設及び補助率)

第3 前条の規定による事業に係る補助対象施設及び補助率は、別表に掲げるところによる。

(申請手続)

第4 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、あらかじめ、知事に補助金交付申請書（第1号様式）及び資金計画書（第1号様式の2）を提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第5 知事は、前条の規定による補助金交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定する。

2 知事は、前項の決定を行う場合で、適正な交付を行うため必要があるときは、当該補助金の申請に係る事項につき修正を加えて、補助金の交付を決定することができる。

(補助金交付の条件)

第6 知事は、前条の規定による交付の決定に当たって、法令及び予算で定める補助金交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付け加えることができる。

(補助金交付決定等の通知)

第7 知事は、第5の規定により、補助金の交付を決定したときは、速やかに、補助金交付決定通知書(第2号様式)により、その決定内容を補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前条の規定により、決定内容に条件を付け加えたときは、速やかに、その条件を補助事業者へ通知するものとする。

(工事の着手)

第8 補助事業者は、交付決定を受けた後、すみやかに当該事業を着工しなければならない。

2 前項において、補助事業者は、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着工する場合は、次の各号に掲げる条件のすべてを了承の上、あらかじめ事前着工届（第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）当該事業については、着工から補助金交付決定通知を受けるまでの間、計画変更を行わないこと。

（2）補助金交付決定を受けるまでの間、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担すること。

（3）交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

3 知事は、前項の規定による事前着工届を受理したときは、補助金交付決定前着工承認通知書（第8号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

なお、この通知をもって補助金交付承認を受けたものと解してはならない。

（補助事業の内容変更）

第9 補助事業者は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付申請の撤回）

第10 補助事業者は、補助金交付決定の内容又はこれに付け加えられた条件に異議があるときは、当該補助金交付の決定通知受領後10日以内に、補助金交付申請を撤回することができる。

（事故報告等）

第11 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、その理由その他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示に従わなければならない。

（状況報告）

第12 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を報告しなければならない。

（実績報告）

第13 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、当該補助事業の実績報告書（第4号様式）を、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14 知事は、前条の規定により提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付け加えた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第5号様式）により補助事業者へ通知する。

（是正のための措置）

第15 知事は、前条の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこ

れに付け加えた条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

(補助金の請求)

第16 補助事業者は、第14に規定する補助金交付額確定通知書受領後、速やかに、知事に補助金交付請求書(第6号様式)を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第17 知事は、前条の規定による請求があった日から起算して30日以内に、補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第18 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付決定の内容、これに付け加えた条件、その他法令、又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 知事は、前項の規定による取消をしたときは、速やかに、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第19 知事は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関しすでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第20 第18の規定により、この交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、違約加算金を納付しなければならない。

2 前条の規定により、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、延滞金を納付しなければならない。

(違約加算金及び延滞金の計算)

第21 前条の規定による違約加算金及び延滞金の計算については、東京都補助金等交付規則の定めるところによる。

(他の補助金等の一時停止等)

第22 知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助

金と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分等についての知事の承認)

第23 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「当該財産」という。）を、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して別に知事が定める期間（以下「知事が定める期間」という。）を経過した場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の承認をする場合には、知事が定める期間の経過していない期間に応じて知事が算出した補助金相当額を、補助事業者が納付することを条件に、承認することができる。

3 補助事業者は、地方卸売市場の開設者が条例第6条の規定に基づき地方卸売市場の廃止の許可を申請する場合に、知事が定める期間を経過していない当該財産がある場合には、第1項に定める知事の承認を受けなければならない。

(証拠書類等の保存)

第24 補助事業者は、当該補助事業の経緯を明らかにする書類、帳票、その他の証拠書類を、当該補助事業の交付の決定の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(他の規定との関係)

第25 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は平成元年6月22日から施行する。

附 則（平成6年6月15日6中業業第103号）

この要綱は平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日9中経総第1410号）

この要綱は平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月31日14中事業第2号）

第1 この要綱は平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日18中事業第740号）

第1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月3日20中事業第575号）

第1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。

第2 この要綱の施行前に行った手続き及び決定等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年5月27日26中事業第86号）

第1 この要綱は平成26年6月1日から施行する。

別 表

経 費 の 区 分	補 助 対 象 施 設	補 助 率	
		新 設 市 場	既 設 市 場
事 業 費	○基幹施設	1/3	1/5
	うち、温度管理施設	1/4	1/4
	うち、機能高度化施設	1/3	1/3
	うち、専ら買受人の用に供する保冷施設	4/10	4/10
	○駐車施設	1/5	1/5
	うち、立体・地下化等高度利用を図るもの	1/3	
	○構内舗装	1/3	1/5
	○搬送施設	1/3	1/4
	うち、物流機能高度化施設	4/10	1/3
	○衛生施設	1/3	1/4
	うち、環境保全・衛生管理強化施設	4/10	1/3
	○情報処理施設 (ただし、ネットワークに接続するものに限る)	1/3	1/4
	うち、ネットワーク基盤システム	4/10	1/3
付 帯 事 務 費	○事務所施設	1/5	1/5
	○防災施設	1/3	1/4
	○加工処理施設	1/4	1/5
	○総合食品センター機能付加施設	1/5	1/5
	○付帯施設	1/5	1/5
附 則	1/2		
	1. 原則として撤去工事は補助の対象としない。 2. 補助金額の算定に当たっては、原則として上限の補助率を適用するものとする。ただし、予算上の制約及び個別の事情により、特に必要があると認めるときは、限度より低い率を適用することができる。 3. 付帯事務費とは、請負業者選定のためのコンペティションに係る経費等、契約金額に反映されない経費をいい、補助対象事業費総額の0.5%を限度として計上することができる。		

補助率は上限を表す (例 1/3 = 1/3 以内)